○文化庁告示第三十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十四年九月四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十四年十月四日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　不明　不明　左記三①の利用につき一六、九一一円　左記三②の利用を行う場合、五〇〇部単位につき八四〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研教育出版（代表取締役社長　須摩春樹）

三　利用方法

①　「ＧＭＡＲＣＨくの英語」において、英文及び初版一刷における翻訳文を複製し、公衆に譲渡する。

②　①に追加して複製する場合には、五〇〇部単位とする。

右記三②の利用については、平成二十四年九月四日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

（単位：円）

No.	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）					利用方法及び補償金の額		
			大学名	年度	方式等	学部等	問題番号	利用方法（複製・譲渡）	補償金の額	補償金の額（追加で複製する場合：500部単位）
1（※）	不明	Robert. C. Lugton	青山学院大学	2005	一般入試	経営学部	大問５	ＧＭＡＲＣＨへの英語	2,412	119
2（※）	不明	Kai Veloso	立教大学	2003	一般入試	経済学部・コミュニティ福祉学部	大問３	ＧＭＡＲＣＨへの英語	3,016	150
3	不明	不明	青山学院大学	2010	一般入試	経済学部	大問５	ＧＭＡＲＣＨへの英語	4,921	245
4	不明	不明	中央大学	2010	一般入試	商学部	大問３	ＧＭＡＲＣＨへの英語	3,281	163
5	不明	不明	学習院大学	2010	一般入試	文学部	大問３	ＧＭＡＲＣＨへの英語	3,281	163
								合計	16,911	840

※上記については、翻訳文の複製は含まないものとする。

○文化庁告示第三十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十四年九月四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十四年十月四日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五十五　株式会社旺文社（代表取締役　生駒大壱）

三　利用方法

①　出版用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

②　ＷＥＢ用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆送信及び公衆に伝達する。

四　補償金の総額　六六四、一二九円